【06-1】違反要件総論④ 因果関係その他

2017-04-25

- 復習課題
  - 志賀高原共通リフト事件で自社券に対する制限が無かった場合、効率性によって正当化されたか。
- 質問
  - 東宝スバル事件と新幹線・飛行機問題
-
- 因果関係
  - 行為（行為要件を満たす行為）と弊害（弊害要件を満たす弊害）との因果関係
  - これが必要とされることを示した実例を2つ挙げておくにとどめる。理論的研究が十分に進んでいない。
  - 平成27年度企業結合事例1〔日本製紙・特種東海製紙〕
  - 福井県並行的ガソリン廉売事件（公正取引750号）
- 主観的要素
  - 不要説
    - 行儀よい通説
  - 必要説
    - 本音。事件を取り上げない原因となり得る。
      - 確約制度が施行された場合には、確約制度で終結させ課徴金を課さない原因となり得る。
- 違反者の範囲
  - 例
    - その事件では子会社に指示するだけの親会社
    - 実際の供給者に客（需要者）を連れてくる代理店
  - 私見「関与があれば刑法の共犯と同じで違反とされる」
  - 公取委
    - 何も理由を述べずに違反とし、
    - 問われれば、違反要件を満たすと説明
      - （不当な取引制限の各論で少し触れる）
- 事業者
  - 消費者以外は事業者に該当
    - 相対的
  - H1 芝浦屠場最高裁判決
    - 「［2条1項にいう］事業はなんらかの経済的利益の供給に対応し反対給

付を反覆継続して受ける経済活動を指し、その主体の法的性格は問うところではない」
        - 地方公共団体や国も事業者に該当し得る
        - 弁護士も該当する
        - 学校も該当する

- 日本の違反類型（外国と比べて特殊な点）
    - 私的独占と不公正な取引方法が重なっている
        - →「私的独占・不公正な取引方法」の冒頭で。
    - 不当な取引制限が、実際上、水平的共同行為に限定されている
        - →　垂直的共同行為（垂直的制限）は私的独占や不公正な取引方法で論じ得るので、大した問題ではない。